

令和3年4月5日

地域密着型サービス事業者 御中

伊勢市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議の取り扱いについて(その2)

平素は、介護保険事業の推進にご協力、ご尽力を賜り誠にありがとうございます。また、各事業所におかれましては、感染防止のため、日々ご尽力いただいておりますこと心より御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議の取り扱いについては、令和2年6月24日に通知させていただき、各事業所の実情により開催を中止又は延期とされていると存じます。

新型コロナウイルス感染症について、いまだ収束の兆しが見えない状況であり、一堂に会しての開催は難しいと思われませんが、事業所からの情報発信は必要と考え、運営推進会議の取り扱いについて下記のとおり変更させていただきます。

運営推進会議について

原則、下記のいずれかの方法により開催してください。

- ①書面開催(事業所から議事等にかかる資料を郵便やメールで送り、委員から意見をいただく方法)
- ②オンライン会議

なお、一堂に会して運営推進会議を開催する場合は、委員を限定しての開催や事業所以外の場所での開催等も可能とします。その際は、手指の消毒、マスク着用、距離を保つ等感染防止策を徹底したうえで開催してください。

別途、厚生労働省から新たに方針等が示された場合は、改めて周知します。

伊勢市介護保険課介護監査係

電話: 0596-21-5575

FAX: 0596-20-8555

e-mail: kaigo@city.ise.mie.jp

参考

令和2年6月24日

地域密着型サービス事業者 御中

伊勢市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルスに係る運営推進会議の取り扱いについて(通知)

平素は、介護保険事業の推進にご協力、ご尽力を賜り誠にありがとうございます。また、各事業所におかれましては、感染防止のため、日々ご尽力いただいておりますこと心より御礼申し上げます。

新型コロナウイルスに係る運営推進会議については、「新型コロナウイルスに係る運営推進会議開催の見送りについて(令和2年2月25日通知)」、「新型コロナウイルスに係る運営推進会議開催の見送りの延長について(令和2年3月30日通知)」において通知させていただいております。

令和2年5月14日に緊急事態宣言が解除されたものの、感染防止として外部からの訪問の制限等それぞれの事業所で方針を定め対応していただいているところです。運営推進会議についても、当面の間引き続き、各事業所の実情により開催を中止又は延期とする取り扱いをしても、差支えありません。中止をする場合は、各委員に文書により情報提供・報告を行い、経過を記録してください。

なお、運営推進会議を開催する場合は、委員を限定しての開催や事業所以外の場所での開催等も可能とします。また、手指の消毒、マスク着用、距離を保つ等感染防止策を徹底したうえで開催してください。

別途、厚生労働省から新たに方針等が示された場合は、改めて周知します。

伊勢市介護保険課介護監査係

電話: 0596-21-5575

FAX: 0596-20-8555

e-mail: kaigo@city.ise.mie.jp